

東海学院大学

平成 21 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 22 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、東海学院大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしているとして認定する。

【認定期間】

平成 21(2009)年 4 月 1 日から平成 28(2016)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を早急に改善し、平成 26(2014)年 7 月末に認証評価時以降の財務状況に関する報告書(根拠資料を含む)を提出すること。

II 総評

「国際的視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成」との建学の精神、これに基づく大学の基本理念及び使命・目的が明確に規定されており、学生便覧、「履修のてびき」、ホームページなどにより、学内外に周知されている。

教育の基本的な組織として 2 学部 4 学科 1 研究科が組織され、附属研究センターとして、4 センターが設置されている。教育方針などを形成する組織として、「主任教授会」があり、その下に「学士課程教育改善センター(BCIC)」などが設置され、そこでの審議事項は教授会に諮られ、最終的な意思決定が行われており、これらの組織は十分に機能している。

各学部学科及び大学院研究科の教育課程の編成方針は適切に設定され、卒業時にどのような専門性が身につけられるかについて明示されている。教育目的達成のための指導体制が体系的かつ適切に教育課程に設定されている。

学部学科、研究科ごとにアドミッションポリシーは確立されており、ホームページ及び入試要項に記載され、大学が目指している学生像が明示されている。

大学設置基準で求められている必要専任教員数は十分確保され、年齢構成も概ねバランスがとれている。教員の採用、昇任に関する規程も整備され、運用されている。

事務組織は「学校法人神谷学園組織規程」に基づき、業務遂行に必要な職員が配置されている。職員の資質・能力向上のための学内における取組みについては、更に体系的な研修制度の構築が期待される。

法人及び大学の管理運営体制は、基本的には整備・運営されているが、理事会開催時に理事の委任状出席が散見され、評議員の構成も理事全員のほか学内関係者で占められていることなどから、理事会・評議員会の機能、役割を十分に果たすための組織体制が期待される。自己点検評価については、体制が整備され、適宜点検評価に取組み、その結果が大学改革に生かされている。

消費収支計算書関係比率をみると、法人全体及び大学部門ともに平成 16(2004)年度以降、極めて厳しい経営状態にある。帰属収支差額はこれまで 5 年連続してマイナスが続いており、各年度いずれも均衡の欠いた消費収支が常態化している。しかし、法人としてこの状

況を改善すべく平成 21(2009)年度に 5 年間の中期財務計画を策定しており、今後の確実な実現に期待したい。

施設の安全面で一部校舎に耐震基準が満たされていない部分があり早急な改善が望まれるが、校地、校舎面積はともに大学設置基準を満たし、教育研究活動の目的達成に必要な施設設備は適切に整備され、管理、運営されている。

教室、体育施設、図書館など大学施設の開放、公開講座・出張講義などにより、物的、人的資源を地域に広く提供している。

組織倫理に関する諸規程は整備され、講習会やリーフレットの配付などにより学内周知が図られている。

「イギリス・ケンブリッジ校(CAE)」は、建学の精神を具現化する存在としてその成果も見られるので、留学生の増加を図るなど同校を更に活用することが望まれる。

毎年開催される「東海芸術祭」は、大学の授業科目との連携により企画され、一般市民にも開放されており、地域に根ざした芸術活動として高く評価できる。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神、大学の基本理念及び使命・目的が明確に規定されており、学内においては学生便覧や「履修のてびき」などの印刷物とともに、入学式や学期初めのガイダンスの際の学長講話により、学生、教職員に周知されている。また、学外に対してはホームページ、大学案内、「東海学院新聞」などの各種媒体を用いて周知されている。

建学の精神は、「国際的視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成」であるが、近年、学科構成が改編され文化人教育から職業人教育に重点が移ってきたことにより、建学の精神と学科構成との関連性の希薄化が認められるが、その点について教養科目において明瞭化するべく、「学士課程教育改善センター(BCIC)」で検討されているところであり、その結果に期待したい。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

教育の基本的な組織として、2 学部 4 学科 1 研究科が組織され、附属研究センターとして「心理臨床センター」ほか、3 附属研究センターが設置されている。

人間形成のための教養教育については、建学の精神「国際的視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成」を達成するための教養科目が配備され、「ボランティアセンター」なども機能している。また、教育方針などを形成する組織として、「主任教授会」があり、その下部組織として「FD 推進センター」「学士課程教育改善センター(BCIC)」「実習教育研究センター (PEREC)」などが設置されている。そこでの審議事項は教授会に諮られ、最終的な意思決定は教授会でされている。これらの組織は十分に機能しており、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できているものと認められる。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神・大学の基本理念に基づく学部・学科及び大学院研究科の教育目的は、それぞれ学則に定められ、学生便覧、「履修のてびき」などで学生に周知徹底されている。また、その概要はアドミッションポリシーとともに、ホームページで一般社会に公開されている。教育課程においても、幅広い教養を身につけるための学部共通の教養科目と、専門領域を極めるための専門科目を基本とした教育課程を設定するなど十分に反映をしている。特徴として教育課程の初期では、「教養ゼミナール」を必修科目として置き、1年生の前・後期を通して、指導教員とゼミ生相互のふれあいの中で学問をする楽しさを学ばせ、大学での教育目的を達成するための指導体制が体系的かつ適切に教育課程に設定されている。教育目的が教育課程や教育方法に反映するためには、教職員の意識が大切であり、「FD 推進センター」を組織して全学的に取り組んでいる。

2 学部 4 学科 1 研究科の教育課程は、それぞれ学則に掲載されている。各科の卒業要件は 124 単位であり、必修科目と選択科目の割合は、その専門性により異なっている。また、各学科のコア科目の指定も、その専門性において明確になっている。研究科では、必修科目を 20 単位とし、ほかに選択科目 12 単位を設定している。学部各科の授業科目は「履修のてびき」に掲載され、シラバスでも確認できる。単位認定、進級及び卒業・修了の要件は、学生便覧や「履修のてびき」に記載され、周知徹底されている。

「授業評価アンケート」により個々の授業の満足度や、学習の達成感及び意見を把握している。最終学年の卒業予定者を対象に資格取得状況や就職状況の調査と把握を行っている。ここでの資格取得状況や就職状況の調査結果は、就職委員会とキャリアサポート部などで把握し教授会において全教員に報告している。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

学部学科、研究科ごとにアドミッションポリシーが確立されており、かつホームページ及び入試要項に記載され、大学が目指している学生像が明示されている。AO 入試及び入試の際の面接において、大学に対する理解や志望動機なども確認することによりこの周知を図っている。

学生数は健康福祉学部では改組後の平成 20(2008)年度から 2 年間、総合福祉学科、食健康学科共に定員数を大幅に下回っている。人間関係学部では心理学科は過去 3 年間、定員を上回っているが、子ども発達学科（平成 21(2009)年度に子ども学科から名称変更）でもこの 2 年間、定員を下回る結果となっている。このため、両学部ともに入学定員を充足させるために教職員が協力してさまざまな広報活動を実施しており、積極的な学生募集体制が整いつつあり、今後が期待される。

入学後の学習支援体制においては、指導教員制を採ることにより学生と密なコミュニケーションが図られている。また、同時に「学習支援室」を設置し学生の学習支援に応じている。学生の授業評価も毎年実施され、その結果は教員・学生にフィードバックされている。

学生へのサービスについては、厚生委員会及び学生部が協力してその向上に尽くしている。経済的支援に関しては、学外資金、学内資金により学生への経済的な支援が行われており、特にスポーツ活動に関する支援は充実している。学生に対する健康相談、心的支援、生活相談などは学生相談室が中心となっているが、心的支援に関しては今後も更なる充実を図ることを期待する。

就職・進学に対する支援は就職委員会とキャリアサポート部が行っており、「就職登録カード」の提出の後、キャリアカウンセリングなどを実施することにより、その充実を図っている。キャリア教育に関しては「自己表現力を高める科目群」のなかに「職業と自己理解」「インターンシップ」の科目を置き、学生に綿密な指導を行っている。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

大学設置基準で求められている必要専任教員数及び教授数は確保されており、兼任教員数の割合についても、いずれの学科においても適切である。また、年齢構成の全体のバランスはとれている。

教員の採用、昇任に関する方針は「学校法人神谷学園教員選考規程」に明示され、これに基づき、「学校法人神谷学園教員選考基準細則」「学校法人神谷学園教員選考手続きに関する要項」が整備されている。

教員の教育担当時間については、「東海学院大学専任教員の勤務に関する細則」に定められており、授業担当基準も定められており、学部学科及び全体でも専兼比率は妥当なバランスと判断できる。

教育研究活動の活性化については、平成 20(2008)年度に設置した「FD 推進センター」を中心として、研修会の実施など FD(Faculty Development)活動を組織的に実施している。

【改善を要する点】

- ・教員採用・昇任については大学・短期大学部とも同じ基準が使われているため、個別に基準を策定し、適用するなど、改善が必要である。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

事務組織は、「学校法人神谷学園組織規程」に基づき編制され、業務遂行に必要な職員が配置されている。

職員採用の基準は学校法人神谷学園「任用規程」に定められ、運用されている。

職員の総合的教育訓練計画は「人事委員会」で審議され、「FD 推進センター」において全学的な研修を企画実施することとされており、学内研修はハラスメント研修以外では平成 21(2009)年 2 月に第 1 回 SD (Staff Development)研修会が開催された。また、学外研修については積極的な参加が認められるが、その運営は事務局各部の自主性に委ねられている。

大学の教育研究支援のために各種委員会に事務職員が出席し、協議と合意形成の過程の中で情報を共有し、大学運営の効率的、円滑的推進に一定の役割を果たしている。

職員の養成など今後の課題については、大学も認識しており、これらの改善に向け努力していることが認められる。職員のモチベーションの高揚を目的として、平成 22(2010)年度に人事考課制度の導入が予定されており、現在、その内容の検討と併せて職員との個別面談を通じた環境づくりを進めている。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

大学及びその設置者である学校法人の管理運営体制は、「学校法人神谷学園 寄附行為」「理事会会議規則」、学則、「教授会規程」「組織規程」などにより整備され、各規程に則り運営がされている。法人運営決定の理事会、諮問機関としての評議員会が定期的開催されており、業務及び財務状況の監査のための監事も 2 人置かれている。

なお、理事会開催時に理事の委任状出席が散見され、評議員の構成も理事全員のほか学内関係者で占められていることなどから理事会・評議員会の機能、役割などを十分に果たす

ための組織体制の見直しが期待される。

理事長の諮問機関及び教授会の運営機関として機能を有する主任教授会は、理事長、学長及び副学長などを構成員として定例的に開催し、各部門の諸課題や提案事項などについて速やかに対応する体制が構築され、管理部門と教学部門の連携が図られている。

自己点検・評価に関しては、平成 4(1992)年に「自己点検運営委員会規約」「基本事項検討委員会要項」「各種点検実施委員会要領」の制定後、適宜点検、評価作業に取り組んでおり、その結果を反映させて、設置学部・学科の改組転換、男女共学化、「学士課程教育改善センター(BCIC)」の新設などの大学改革を行っている。

自己点検・評価報告書は、学内教職員へ配付するとともに、図書館で閲覧ができ、希望者には無料で送付する案内をしており学内外への公表に努めている。

【優れた点】

- ・「自己点検・評価実施部会」に多くの教職員が参画し、自己点検・評価結果に基づいて緊急性の高いものから理事会、教授会の決定を経て教学部門の改革、法人部門の環境整備など具現し改善向上に努めている点は評価できる。

【改善を要する点】

- ・「学校法人神谷学園 組織規程」は、学校法人の運営全体に関わる重要な規程であるので、改廃の際は理事会の審議を経るよう改善が必要である。

【参考意見】

- ・自己点検・評価報告書は、ホームページ上に掲載し公表することが望まれる。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

消費収支計算書関係比率をみると、法人全体及び大学部門ともに平成 16(2004)年度以降、極めて厳しい経営状態にある。帰属収支差額はこれまで 5 年連続してマイナスが続いており、各年度いずれも均衡を欠いた消費収支が常態化している。しかし、法人としてこの状況を改善すべく平成 21(2009)年度に 5 年間の中期財務計画を策定しており、今後の確実な実現に期待したい。

会計処理については、諸規程・規則が定められ学校法人会計基準に従い適正に処理されている。また、会計監査及び業務監査についても適切に行われている。

財務情報は、「東海学院新聞」に掲載し保護者に送付するほか、本館ロビーに常置しており、法令を順守した開示がなされている。

外部資金の導入については、「大学教育改革の支援対策会議」を設置し、各種 GP への取組みのほか、科学研究費補助金申請のための講習会を開催している。

【改善を要する点】

- ・入学定員の充足に努め、資金配分の見直しなどにより財務状況の早急な改善を要する。

【参考意見】

- ・財務情報の公開は法令を順守し開示されているが、ホームページにより広く迅速に財務情報を開示し大学に対する一層の理解を促進されることが望まれる。

基準 9. 教育研究環境

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

校地、校舎面積ともに大学設置基準を満たし、必要とされる施設設備などが適切に維持・管理されている。教育研究活動の目的を達成するために必要な運動場、図書館、情報サービス施設、体育施設、附属施設なども十分に整備され適切に維持、運営されている。

施設の安全面では、一部校舎に耐震基準を満たしていない部分があるが、校舎の耐震性確保は教育研究のみならず、生命に関わる重要な問題であるとの十分な認識があり、現在法人本部を中心とした総合的な検討を進めている過程であり、早急な改修などの実施が期待される。バリアフリー化や災害、事故・犯罪の防止や環境、衛生、安全などに関して十分に対応している。特に、バリアフリーに関しては総合福祉学科教員の調査結果に基づき、障害のある学生が事務手続きを行いやすいよう、調度品や物品の設置場所の変更をするなど積極的な姿勢がみられる。

アメニティに配慮した教育研究に関しては、学生に人気のあるオープンテラスなども設け、学生の憩いの場になっているなど十分な配慮がなされている。また、「さらまんじえ・とーかい」は学生のみならず学外者にも一般開放され、学生と学外者の交流ができるなどの工夫がされている。学生寮は東海学院大学短期大学部との共用施設として運動部所属学生のための学生寮 3 棟、一般学生用 1 棟が完備されている。

【優れた点】

- ・2 つの学生食堂のほか、軽食や飲物類を提供している「さらまんじえ・とーかい」は学外者に開放され来学者との交流の場としており、キャンパスに学生の集い、語らい、憩いの場を設けて快適な学生生活を送れるよう配慮していることは評価できる。

【改善を要する点】

- ・平成 20(2008)年実施の耐震診断の結果、校舎一部に改修が必要とされたが未整備であるため、早急に改善を要する。

基準 10. 社会連携

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

教室、体育施設、図書館など大学施設の開放、公開講座・出張講義の開講、心理相談室による相談、スクールカウンセラーの派遣、地域食育サポートなどにより、地域に大学の物的、知的資源を広く提供している。また、各種講演会や各種審議会、委員会への教員の派遣や就任によって地域社会や地域行政に大いに貢献している。

留学経験のある学生による小学校での英語指導ボランティアや、スポーツ系サークルに所属する学生による近隣の小・中学校などにおける後進の指導など、大学の特性を生かした地域貢献が行われている。

キャリア教育の一環としてインターンシップ制を導入し、地域企業との連携も図っている。また、「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」により岐阜県と岐阜県内の大学とも円滑な交流が実施されている。

【優れた点】

- ・「メンタルフレンド」「地域食育サポートセンター」など、学部学科の特性を生かした事業展開により積極的に社会へ提供していることは評価できる。
- ・「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」に加盟して、特に「包括的単位互換制度」を中心に連携を構築し、大学の立地状況から e ラーニングを導入するなど受講しやすい環境づくりに配慮していることは評価できる。
- ・平成 9(1997)年度から継続している「メンタルフレンド実習」を履修した学生による、いじめなどを受けた子供の心の健康の回復や心理的支援は、地域社会との交流の役割を果たしており評価できる。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

コンプライアンス、ハラスメント防止、研究倫理、個人情報保護などの組織倫理に関する諸規程は整備されている。危機管理の体制も防犯警備、防災体制などについて指揮・命令系統が確立しており、速やかに対応できるよう整備されている。

ハラスメントを人権侵害と位置付けし、教職員対象の人権講習会及び学生対象にガイダンスの一環として人権講習会の開催、リーフレットの配付、ポスター掲示などにより学内周知に努め、相談対応も人権委員会が中心的役割を担い組織的に確立されている。

コンプライアンスについては、管理部門での対処を前提としているが、その実践のための相談・通報などの窓口となる外部の有識者を加えた委員会の設置、相談・通報手続きなど

の具体的なフローの明示、コンプライアンス・マニュアルの作成などの環境整備が期待される。

研究成果は、研究支援委員会の主導のもとで紀要が発行されているほか、「東海心理臨床研究」の刊行、ホームページを活用した教員の研究内容の公開、地元 AM ラジオによる研究テーマを内容とした放送など、広く研究成果の公開に努めている。

【参考意見】

- ・ 防災対策として、年度ごとに消防計画により対応しているが災害対策の基本となる体制整備のための防災管理規程の制定が望まれる。

